

事務連絡
令和2年12月11日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課
各国公私立高等専門学校事務局

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

「放射線副読本」（令和2年度新入学児童生徒向け）の配布について

文部科学省では、「放射線副読本」を全国の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る）（以下「学校」という。）等に配布しているところですが、令和2年度においても全国の学校の令和2年度新入学児童生徒に対して無償で配布することとしています。

この度、放射線副読本（令和2年度新入児童生徒向け）の配布について、令和2年12月15日（火）から各学校への放射線副読本の冊子の発送を開始することになりましたので、お知らせします。

放射線副読本については、放射線に関する科学的な知識を理解した上で、原発事故の状況や復興に向けた取組を学ぶ構成とし、避難児童生徒に対するいじめを防止する内容を抜本的に拡充することや復興に向けた歩みが着実に前進していることを紹介することを主なポイントとしています。各学校においては、この趣旨を踏まえ、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めるための指導の一助として御活用いただきますようお願いいたします。

つきましては、これらのことについて、各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校事務主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人に対し、各国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、その管下の学校に対し、各地方公共団体株式会社立学校事務主管課におかれては、その主管に係る学校に対し御周知くださいますようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程第二係（助川、本多、榊原）

T E L 03-5253-4111（内線 2930）

F A X 03-6734-3734

E-mail kyoiku@mext.go.jp

【平成 30 年度における放射線副読本の改訂のポイント】

○ 平成 29 年 12 月にとりまとめられた「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」(原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース)を踏まえるとともに、以下に示すポイントに沿った内容に改訂しました。

・章立ての見直し

まず、放射線に関する科学的な知識を理解した上で、原発事故の状況や復興に向けた取組を学ぶ観点から、第 1 章で放射線に関する科学的な知識に関する内容、第 2 章で原発事故や復興に向けた取組等を扱う。

・避難児童生徒に対するいじめを防止する内容を抜本的に拡充

復興が進んでいる一方で避難児童生徒に対するいじめが課題となっていることを踏まえ、いじめは決して許されないことについて強く言及。

・復興に向けた歩みが着実に前進していることを追記

震災から 7 年が経過し(改訂時点)、住民の帰還や避難指示の一部解除、学校の再開など、復興が着実に前進している様子を紹介。

【放射線副読本の冊子について】

○ 放射線副読本は、次の 2 種類の冊子があります。

・小学生用の冊子

「小学生のための放射線副読本 ～放射線について学ぼう～」

・中学生と高校生共通の冊子

「中学生・高校生のための放射線副読本 ～放射線について考えよう～」

※文部科学省ホームページに公表しています。

URL: http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/detail/1409740.htm

【放射線副読本の活用にあたっての留意点】

○ 放射線副読本の活用にあたっては、児童生徒にその内容が具体的に伝わるよう、以下の点に留意し、積極的な御活用をお願いいたします。

・いかなる理由があっても「いじめ」は決して許されず、原子力発電所の事故により避難していることなどを理由とする「いじめ」も同様に決して許されないことを改めて徹底すること。

・新学習指導要領においては、放射線に関する科学的な理解や、科学的に思考し、情報を正しく理解する力を、教科等横断的に育成することとしている。放射線副読本は、関係する教科等で広く御活用いただける内容となっていることから、例えば、小学校・中学校学習指導要領解説(総則編)付録 6「放射線に関する教育(現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容)」等も参考としながら、教科等横断的に放射線に関する教育の充実に取り組むこと。

・保護者等からも放射線に関する教育を実施することについての理解が得られるよう、例えば、家庭でも放射線副読本を活用してもらえよう促すなど、工夫すること。

放射線副読本（令和2年度新入学児童生徒向け）の配布について Q&A

問 今回配布する放射線副読本（令和2年度新入学児童生徒向け）は、誰を対象としたものでしょうか。

(答) ○各学校の令和2年度の新入学児童生徒を対象として配布しています。

問 放射線副読本（令和2年度新入学児童生徒向け）の配布部数が令和2年度の新入学児童生徒数と合わないのはなぜでしょうか。

(答) ○「放射線副読本の配布に係る調査」（令和2年7月8日事務連絡）において、各都道府県・指定都市教育委員会等から回答いただいた各学校の新入学児童生徒数に余部として5部を追加した部数を配布しています。

問 放射線副読本（令和2年度新入学児童生徒向け）の配布部数が不足している場合にはどうしたらよいでしょうか。

(答) ○梱包物のラベルに記載されている配布部数から不足がある場合や冊子の破損がある場合には梱包発送業者（小学生用 サンテックサービス株式会社、中学生・高校生用 株式会社リフコム）に連絡してください。
○上記以外の場合には文部科学省に連絡してください。

問 文部科学省から前回（令和2年2月頃）配布した放射線副読本（令和元年度新入学児童生徒向け）を、誤って、令和2年度新入学児童生徒に配布してしまいました。どう対応すればよいでしょうか。

(答) ○文部科学省から前回放射線副読本（令和元年度新入学児童生徒向け）を配布した際、「令和2年度新入学児童生徒に配布しようとしているが、配布部数が足りない」という問い合わせが多数寄せられました。このことから、前回配布をした放射線副読本（令和元年度新入学児童生徒向け）を、誤って、令和2年度新入学児童生徒に配布してしまった学校が多くあることが推測されます。

○このように、これまで令和元年度新入学児童生徒に配布を行っていないが、令和2年度新入学児童生徒にすでに配布済みの学校におかれては、今回配布する放射線副読本を令和元年度新入学児童生徒に配布ください。

【これまでの文部科学省からの放射線副読本の配布実績】

平成30年12月頃	平成30年度時点の全ての在籍児童生徒を対象に配布
令和2年2月頃	令和元年度新入学児童生徒を対象に配布（←前回）
令和2年12月頃	令和2年度新入学児童生徒を対象に配布（←今回）

問 文部科学省から前回配布した放射線副読本（令和元年度新入学児童生徒向け）を、誤って、令和元年度当時の第2学年以上の学年に配布してしまいました。どう対応すればよいでしょうか。

(答) ○文部科学省から前回放射線副読本（令和元年度新入学児童生徒向け）を配布した際、「小学校第6学年対象に配布しようとしているが、配布部数が足りない」というような問い合わせが多数寄せられました。このことから、前回配布をした放射線副読本（令和元年度新入学児童生徒向け）を、誤って、令和元年度当時の第2学年以上の学年に配布してしまった学校が多くあることが推測されます。

○このように、これまで令和元年度及び令和2年度の新入学児童生徒に配布を行っていない学校におかれては、今回配布する放射線副読本は令和2年度新入学児童生徒に配布ください。

○また、放射線副読本は、文部科学省ホームページに掲載している電子データを印刷もしくは、児童生徒の端末等から閲覧することでも、活用が可能です。是非積極的に御活用いただきたいと考えております。

【電子データ：http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/detail/1409740.htm】

問 新入学児童生徒を対象として放射線副読本が配布されていますが、各学校の第1学年において活用する必要があるのでしょうか。

(答) ○放射線副読本は、特定の教科等・学年において活用を求めているものではなく、小学校の6年間、中学校、高等学校の3年間等の中で御活用いただくことを想定していますので、第1学年において必ず活用しなければならないというものではありません。

○放射線副読本は、関係する教科等で広く御活用いただける内容となっていますので、各学校において、小学校・中学校学習指導要領解説（総則編）付録6等を参考としながら、積極的に御活用いただきたいと考えています。